

刑の全部の執行猶予制度の在り方 （検討課題等）

刑の全部の執行猶予制度の在り方（検討課題等）

第1 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

考えられる制度の概要

保護観察付き刑の全部の執行猶予の期間内に犯した罪について、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。

【検討課題】

- 必要性及び相当性
- 再度の執行猶予を言い渡すことが適当な事案
- 要件
 - ・ 再度の執行猶予を言い渡すことができる回数
 - ・ 具体的要件
- 運用に与える効果・影響

第2 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

考えられる制度の概要

再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限を引き上げる。

【検討課題】

- 必要性及び相当性
- 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期の上限（1年）の引上げの程度
 - A案 2年とする
 - B案 3年とする

第3 執行猶予を取り消すための要件の緩和

考えられる制度の概要

刑の全部の執行猶予の期間内に遵守事項違反があった場合の執行猶予の取消しの要件について、「情状が重いとき」（刑法第26条の2第2号）との要件を緩和する。

【検討課題】

- 必要性
- 要件
 - ・ どのように緩和するか
- 併せて以下の仕組みを設けるか否か
 - ・ 保護観察期間を執行猶予期間よりも短期間にし得る仕組み
 - ・ 執行猶予期間中の行状を考慮して早期に保護観察を終了させ得る仕組み
 - ・ 刑期の一部についてのみ執行猶予を取り消し得る仕組み

第4 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

考えられる制度の概要

刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯した場合について、猶予期間経過後であっても、執行猶予の言渡しを取り消して刑を執行することができるものとする。

【検討課題】

- 必要性
- 要件
 - ・ 他の罪について有罪判決が確定したこと
 - ・ 猶予の期間内に公訴が提起されたこと
 - ・ その他
- 猶予期間経過の効果（刑法第27条）との関係
- 執行猶予の取消しの在り方
 - ・ 必要的取消しとするか裁量的取消しとするか
- 併せて以下の仕組みを設けるか否か
 - ・ 刑の一部の執行猶予（刑法第27条の2）、仮釈放（刑法第28条）の期間内に更に罪を犯した場合、期間経過後であっても同様に刑を執行することができる仕組み
 - ・ 猶予期間経過後に執行猶予を取り消した場合には、（経過した）猶予期間分を考慮して早期に仮釈放を行う仕組み

第5 資格制限の排除

考えられる制度の概要

裁判所が刑の全部の執行猶予判決を宣告する際、刑の言渡しに伴う資格制限を排除する旨を言い渡すことができるものとする。

【検討課題】

- 必要性
- 資格制限の趣旨、行政官庁と裁判所の役割
- 要件及びその判断の在り方